

第7回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成31年3月19日（火）15:25～16:42
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大田弘子（議長）、金丸恭文（議長代理）、飯田泰之（座長）、
 - （専門委員）齋藤一志、藤田毅、三森かおり、渡邊美衡
 - （事務局）森山規制改革推進室次長、小見山規制改革推進室参事官
 - （ヒアリング出席者）国土交通省：島自動車局次長
国土交通省：江坂自動車局技術政策課長
国土交通省：中見道路局道路交通管理課車両通行対策室室長
国土交通省：竹下道路局道路交通管理課車両通行対策室企画専門官
農林水産省：枝元生産局長
農林水産省：秋葉生産局技術普及課長
農林水産省：横井農村振興局整備部長
総務省：荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直しについて
（国土交通省、農林水産省からのヒアリング）
 - 2. ドローンの活用を阻む規制の見直しに関する取組状況について
（総務省からのヒアリング）
 - （閉会）
5. 議事概要：
 - 小見山参事官 それでは、時間前ではございますが、もう皆さんおそろいでございますので、第7回「農林ワーキング・グループ」を開催したいと思います。
 - 本日は、大田議長、金丸議長代理が出席であります。長谷川座長代理、新山委員、林委員、本間専門委員は所用により欠席であります。
 - それでは、これから飯田座長に司会進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。
 - 飯田座長 ありがとうございます。
 - それでは、本日の議題に入りたいと思います。議題1は「高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直しについて」であります。

本議題については、2月18日に開催されました農林ワーキング・グループにおいて、今年度中に措置する具体的な内容、来年度以降に措置する内容の検討に係るロードマップ、農林水産省、国土交通省両省連名で取りまとめていただくようお願いしておりました。

まずは国土交通省から御説明を願います。

○島自動車局次長 国土交通省の島でございます。前回のヒアリングの御指摘事項も踏まえまして、今、お手元の資料は、私ども国交省道路局、自動車局、農林水産省様の入った資料を順次、私ども自動車局、それから道路局、農林水産省の順番で御説明を申し上げたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○江坂自動車局技術政策課長 早速説明いたします。お手元の資料1-1の1ページ目をお開きください。まず、直装タイプの農作業機械をつけた場合の措置について説明いたします。

資料の一番上は11月19日にまとめられました第4次答申の抜粋でございまして、農耕トラクターの規制緩和に関しまして記載されたことについて書かれたものでございます。

ここに書いてありますとおり、国交省、農水省、両省は農機や除雪機を装着・牽引して公道を走行するトラクターにつきまして、車幅、灯火装置の装着等に関しまして、どのように措置を講じた場合に、道路運送車両法に適合することとなるか、保安基準の緩和制度の活用を含めて明確化し、地方運輸局への周知徹底を図ると提言されているわけでございます。

この後、具体的にいつ、何をやるかということについて御説明いたします。

まず、直装タイプに関しましては、平成30年度につきましては、作業機の種類を問わず、一定の条件または制限を付した上で保安基準の緩和により公道を走行できるよう、地方運輸局に周知するとともに、道路局と連携して一定の寸法を超えるものであっても、特殊車両の通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることも道路管理者に周知するという措置を講じたいと思っております。

具体的にどのような措置かと申しますと、表のとおりでございまして、一番左はそれぞれ保安基準の緩和項目に対応いたしまして、どのような緩和の内容にするのか、さらに、その緩和をする際にどのような条件または制限を付すのかということについて、このように明確化し、円滑な運用を図っていきたいと思っております。

続きまして、平成31年度におきましては、さらなる作業等の効率化の観点から、装着する農作業機械に応じまして、運行速度は15km/h超で走行可能とならないか、順次見直してまいります。

先ほどの表の一番下の安定性のところにつきましては、15km/h以下で走行することを条件というか制限としますが、安全性が確認されたものから15km/hを超えた状態でも走行できるよう措置を講じてまいりたいと思っております。

さらに、使用者の方に対する安全運行の周知を国交省と農水省で連携いたしまして、日本農業機械工業会及び日本農業法人協会など、関係者の皆様の御協力をいただきながら進

めまして、必要に応じて周知内容を見直してまいりたいと考えてございます。

続いて、2ページ目をごらんください。今度は被牽引のトレーラタイプの農作業機に対する措置でございます。

まず【平成30年度実施事項】でございますが、道路運送車両法上、トレーラタイプの農作業機は大型特殊自動車または小型特殊自動車に位置づけられることを明確にいたしまして、地方運輸局に周知いたします。

さらに、このような農作業機に関します走行中の交通事故の実態でございますとか、使用実態を調査して、結果を取りまとめて、今後の検討に活用していきたいと思っております。

続きまして【平成31年度実施事項】におきましては、その調査結果、海外の事例などを踏まえまして、適用する保安基準の整理や安全性検証を進めてまいります。

検討課題は、この下の表のとおりでございますが、検討事項が一番左にございますが、それぞれ検討事項に対しまして、想定される事故リスクを列記いたしまして、今後検討していかなければいけないと考えてございます。

農業者の方のGAP認証の取得への配慮も前提にいたしまして、平成31年中の結論を目指して検討を進めてまいります。

検討に当たりましては、これに関しましても国交省、農水省が連携いたしまして、日本農業機械工業会及び日本農業法人協会などの関係者の皆様の御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

3ページ目をごらんください。今、御説明した各年度におけます検討事項実施時期をロードマップ形式の表で取りまとめたものでございます。時間の関係もございますので、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

道路局からの補足はございますでしょうか。

○中見道路局道路交通管理課車両通行対策室室長 道路局でございます。

先ほど自動車局のほうから御説明がありましたとおりでございますが、1ページ目の真ん中ぐらいでございます。

道路法上の道路におきましても、このような特殊車両の通行許可の手続を取っていただいで通行いただくことが可能になっております。

そういった手続が円滑に進みますように、私ども道路局の国道事務所のほうで許可の手続を行いますが、出先のほうに、自動車局のほうとも連携しまして、今回の措置について周知をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

続きまして、農林水産省から御説明いただければと思います。

○枝元生産局長 生産局長の枝元でございます。最後の紙でございます。第4次答申の〈実施事項〉bの検討についてでございます。

前回のこの会議におきまして、関係省庁、国交省、警察庁、農水省、日本農業機械工業会、これらから成る検討チームを設置したということで御報告いたしました。

これまで2回開催いたしまして、右の「3. 主な論点」にありますけれども、①の道路運送車両法における対応法につきましては、先ほど国土交通省さんから説明のございまして、直装タイプの作業機装着の際の安定性という観点で、制限速度が15 km/hで問題ないという方向性を得たり、また、この後、当省の農村振興局から説明いたしますけれども、農道に係る規制の状況についてさまざま確認して、条例に基づく農業用車両への規制は自主的に行われていないことを関係省庁で認識を共通する。そういう成果を得ているところでございます。

②にあるとおり、そのほかの課題として、道路交通においても検討すべき課題などもございますので、これらについてさらに議論を進めていきたいと考えてございます。今後、農業者等の関係者からも御意見をいただきながら、このほかの法令も含めまして具体的な規制を洗い出して、機械業界からの御協力もいただきながら関係省庁で連携して、早期に残された課題を解決できるように取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

そのほか、何か補足はございますか。

○横井農村振興局整備部長 農水省の農村振興局でございますけれども、農道に関します規制について、資料1-2を用意してございますので、手短に御説明させていただきたいと思っております。

1ページ目でございます「農道における法律の適用及び規制の概要」ということで、表にまとめてございますけれども、農道に適用される法律につきましては、一般交通の用に供する農道について、道路運送車両法及び道路交通法の適用を受けているということでございます。

道路法につきましては、道路法における道路には該当しないということで、その規制は適用されないということでもあります。

このほか、市町村が管理者になっているものにつきまして、条例によって制限等の規定を設けている場合もございます。これについて調べてございますのが2ページ目でございます。

市町村等における、農道における条例に基づく規制の概要ということで、全体で約1,300市町村において、農道について市町村が管理者になっているものがございます。これは今、全体を悉皆調査しておりますけれども、その中から今、100市町村を抽出したものを、ここで現状の状況としてまとめてございますが、抽出調査をしたところ、車両の通行制限等の規定を設けている条例は100のうち7つの条例ということで、いずれも「できる規定」にな

っております。

その内容については、下のほうにも示しておりますけれども、一つは農業外の車両について定めているもの。もう一つとしては、農道の保全を害する恐れが認められる車両の通行の制限というものでございますが、後段の2のほうについて、農業用車両を制限するようなものは事例はございませんでした。これは聞き取り調査をした結果でございます。

こういう状況から、条例等に基づいて、農業用車両に対する規制は実質的には行われていないだろうと考えてございますけれども、農業用車両の通行に関する規制の見直しを行う場合には、当省からも農道管理者に周知していくことが必要だろうと思っております。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関する御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

渡邊専門委員、どうぞ。

○渡邊専門委員 御説明ありがとうございます。

国土交通省に2点質問があります。まず御説明いただいた資料の1ページ、直装タイプの農作業機に関する措置についてです。この平成30年度実施事項について、2つの手続がある。2つの手続というのは、道路運送車両法に基づいて地方運輸局へ届け出る部分と、もう一つは、特殊車両の通行許可ということで、道路法上の道路を走る場合には、道路局にも届け出る部分になると思うのです。それについて、道路局と連携してということは、例えば申請する側からすると、どちらか片方を申請すると両方とも、言ってみるとワンストップで道路運送車両法上も道路法上も問題ないという状態になると考えてよろしいのでしょうかというのが1点目の質問です。

2点目の質問は、平成31年度の実施事項で、運行速度15km/h超で走行可能とならないか見直していくという点に関してです。この見直しというのは、その前段に、装着する農作業機に応じてとありますけれども、できればここは余りアタッチメントごとに異なるような見直しではなくて、何か一定の基準を満たせばこれでオーケーですという、個別に手間のかからないような見直しでお願いしたいというところでございます。

以上2点です。

○飯田座長 それでは、よろしく申し上げます。

○江坂自動車局技術政策課長 国交省からお答えいたします。

まず、1つ目の届け出の件でございますけれども、この農耕トラクターに関しましては小型特殊自動車に該当いたしますので、基本的に車検の手続が要りません。このため、基準を超えて走行するものに関しましては、あらかじめ私どものほうで、このような車両については、基準を超えても走行できるということについて判断することになるのですが、その判断に関しましては、農機メーカーのほうからこちらのほうに申請をしていただきまして、このような車両、このような直装タイプの農作業機に関しましては、保安基準緩和の対象にするということで一括的に処理をして、通知いたします。ですから、申請者の方々

については特段の手続は不要となります。

このような一括で基準緩和をしたということに関しまして、こちらから道路管理者の方々に連絡いたしまして、道路使用許可を取得する場合には、私たちがちゃんと基準緩和の手続をしているということをお前提に、必要な審査をしていただけるように形にしたいと思っております。そういう意味では、こちらから道路管理者にきちんと情報提供するという意味で連携するということが記載したわけでございます。

○渡邊専門委員 ありがとうございます。

○中見道路局道路交通管理課車両通行対策室室長 道路局でございますけれども、今、自動車局から御説明があったとおりでありますが、道路局の特殊車両の通行許可については、それぞれこの道路を通られるかということをお聞きした上で、それで、実際に取れるかどうかを確認するという制度になってございます。

ほとんどないと思えますけれども、例えば車道の幅を車両の幅が超えてしまうようなケースといったときには通行できないということになってしまいますので、そこら辺をチェックさせていただくということになっております。ただ、今回のケースで、道路法上の道路でそのような幅を超えるというケースはほとんど考えられないと考えてございます。

○飯田座長 いかがでしょうか。

○江坂自動車局技術政策課長 発言をよろしいですか。

○渡邊専門委員 お願いします。

○江坂自動車局技術政策課長 2つ目の御質問の件ですけれども、平成31年度の実施事項として、15km/hを超えても走行できることについて、見直しを図っていくというところでございますが、これに関しましては、日本農業機械工業会とか、個別の農機メーカーの方々の協力をいただきまして、技術的な検討をしていただいて、このようなアタッチメント、このような車両については15km/hを超えて走行しても問題ないという検討結果が出れば、検討結果を検証した上で判断させていただくということになるかと思っております。

それでは、ある意味非常に計算による技術的な検証になりますので、先ほど委員がおっしゃったとおり、ある程度の枠をはめて、この重量、この程度の寸法であれば大丈夫だろうということが見えてくれば、迅速な検討結果の処理が可能になるのではないかと考えておりますし、そのような合理的な検証ができないか、日本農業機械工業会を初め、関係のメーカーの方々と検討を進めてまいりたいと思っております。

○渡邊専門委員 そうしますと、先ほどの前段の質問と同じような、例えばあらかじめ農機メーカーさんから一括でデータを提供していただいて、あらかじめある程度、これは15km/h超でも大丈夫ですという判断をお示しいただけると考えてよろしいでしょうか。

○江坂自動車局技術政策課長 そのような御理解でよろしいかと思います。

○渡邊専門委員 ありがとうございます。

○飯田座長 本件に関しまして、農林水産省から何か追加の御意見等ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、齋藤専門委員、どうぞ。

○齋藤専門委員 私のほうからは、国交省のほうにちょっと質問があります。特殊車両通行許可申請ということで、うちの機械を測ってみましたら、2メートル50センチの物を買っていたつもりなのですが、2メートル56センチありました。

あと、もう一台の機械も2メートル57センチということで、なかなか、法律から言うと2メートル50センチまでとなっているので、多分この許可証を出さないとだめだと思いましたが。そのほか、3メートルで確実に2.5メートルを超える機械も持っていますので、ぜひ申請を出させていただけたいと思いますけれども、何か書類上、軸重の記載項目とか、車検証の添付とかがありまして、実際我々は農家で軸重など量るすべもなく、車検証そのものがないものですから書きようがない状況なのです。

今、春作業が始まりまして、うちの機械を総動員していますので、全部測っているのですが、2メートル50センチをオーバーする機械が多々出てきておりますので、その辺を少しでも簡素化していただけないかというお願いでございます。

以上です。

○飯田座長 いかがでしょうか。

○中見道路局道路交通管理課車両通行対策室室長 道路局でございます。

基本的に、ほかの通常の車両も一定の大きさを超える場合は申請していただいているという手続になってございまして、手続自体を省略してしまうというのはなかなか難しいところはありますけれども、個別事情の具体の事情に応じて審査する担当部局とも、うまいやり方がないか個別に御相談させていただきたいと思っております。

○飯田座長 よろしいでしょうか。

大田議長、どうぞ。

○大田議長 最後に御説明いただいた農水省さんにお伺いします。

高機能農機、除雪機は今、規制について見直しの検討会を開いておられるということですが、今、課題になっている法制度の運用状況は何かありますでしょうか。

○枝元生産局長 今、いろいろ関係省庁で議論しているのですが、一つは先ほど齋藤さんからございました、道路法上において2.5メートルを超えるものについての申請の場合に、車検だとかそういうことが前提になっているので、そういうところの手続が1点ございます。

あとは道路交通法については、速度15km/h未満の小型特殊自動車の最大積載量がございまして、これは500kgということになっているのですが、例えばトレーラーに堆肥などの肥料を積んで運んだりしていますが、その実態と、それが公道を走行する場合に、500kgを超えるような場合にどのようなことになるのかとか、そのあたりが今、論点としては出てきております。

○飯田座長 重ねてになりますが、例えばトラクター自体が小型特殊自動車だと、車検がそもそもないけれども、車検証が必要である。

○江坂自動車局技術政策課長 車検証は要りません。ただ、その基準の適合性がユーザーの責務としてかかってまいりますので、道路運送車両法違反で走行することのないように、保安基準の緩和措置を国交省のほうで認定して、それで認定したことを知らしめることによって、合法的な、道路運送車両法に適合した形で走行できるような体制を執ってまいりたいと考えております。

○飯田座長 また同様に、先ほど齋藤専門委員からも指摘がありました軸重等の数値について、個別の農家で量るのが不可能だと思いますが、こういった場合の対応は具体的にはどういった形になるのでしょうか。

○中見道路局道路交通管理課車両通行対策室室長 今、ここで具体的なやり方について御説明することが難しいのですけれども、審査の担当部門も交えて相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○飯田座長 それでは、続けてなのですけれども、アタッチメントの中で牽引型タイプですと、ブレーキ装置が後づけできないケースがある。また、海外のアタッチメントについては、ブレーキ装置そのものがないというケースもあり得るかと思うのですけれども、こういった器具の国内使用について、どのように対応されていく予定であるのかについてはいかがでしょうか。

直装タイプのような、時速15kmより低い速度で走行するならよいのか。または、牽引されるアタッチメントの場合も一定の条件を下にブレーキ装置を免除するといった規制緩和の方向があるのかについて伺えればと思います。

○江坂自動車局技術政策課長 今の御質問の件でございますが、資料の2ページの表をまたごらんいただきたいのですけれども、被牽引のトレーラタイプの農作業機に対する措置でございますけれども、先ほど御質問の制動装置が一番上に書いてございます。これにつきまして、確かにブレーキがないタイプのものがあるということで、そのようなものについて、どのような安全確保をしていくかということが課題になるわけでございますが、一番怖いのは、ブレーキがないことによって後ろの車両が先頭車両を押し出す。いわゆるジャックナイフ現象というのですが、それは非常に危険でございます。横転などの大きな事故につながるおそれがございます。

そこで、これらのジャックナイフが起きないような形で、どのように運行すればよいのかということについて、慎重な、技術的な検証をして、恐らく解としては、かなり超低速で走っていただくことになろうかと思っておりますが、どの程度の低速を出していただければ安全なのか。あと、恐らく積載量に応じてまた走り方が変わってまいりますので、先頭車両と被牽引車両の重量の兼ね合いにおいて、どのような走行をすれば安全なのか。これについて技術的な検証をして、分かりやすい形で、緩和が可能な走行方法について、皆さんにお知らせしてまいりたいと思っております。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、齋藤専門委員、どうぞ。

○齋藤専門委員 もう一つお伺いしたいのですけれども、免許のほうです。例えば32馬力のトラクターを70代の方がいっぱい使っていますけれども、小型特殊自動車で32馬力だと、ロータリーの幅が1メートル60センチから1メートル80センチまでつけることができます。1メートル60センチであれば1メートル70センチ未満なので、小型特殊自動車の範囲内に入りますけれども、1メートル80センチのアタッチメントが標準でついてくる場合があるのです。そういうときは、ひょっとすると大型特殊自動車に該当して、無免許運転となる可能性がありますので、そうすると、70歳以上の方が大型特殊自動車の免許取得をしないと法律違反になるので、その辺は何か措置があるのかどうか教えてください。

○江坂自動車局技術政策課長 お答えいたします。

農耕トラクターに関しましては、実は大型特殊自動車、小型特殊自動車の切り分け方が特殊になっておりまして、寸法は関係ございません。ですので、速度のみで切り分けをしておりますので、速度が35キロメートル未満であれば小型特殊自動車という扱いをいたしますので、そのような御心配には当たらないのかと思っております。

○飯田座長 それでは、農林水産省からお願いします。

○秋葉生産局技術普及課長 技術普及課でございます。

今の齋藤専門委員の論点は、いわゆる道路交通法上のものと道路運送車両法の問題があるので、幅の問題というのは道路交通法のほうだと大型特殊自動車ということになるので、その話をされているということだと思います。

○齋藤専門委員 道路運送車両法上では小型特殊自動車だけれども、免許制度のほうで大型特殊自動車取得でないと。

○江坂自動車局技術政策課長 すみません。道路交通法の観点になりますと、警察庁でないと回答できませんので、私どもからはお答えできないです。

○飯田座長 先ほどもお話に出ましたように、警察等との連携も非常に重要になってくるかと思うのですが、農水省様のほうに関しまして、いわゆる農道関連の御説明をいただいた資料1-2に関連してですが、一つは最終的には悉皆調査を早目に終えることで、新たな規制緩和に対して、どのような障害になるような条例があるのかというのを洗い出ししていただくというのが一つです。

あと、もう一つは、こういった条例によって規制緩和の措置というのが、その市町村において縮小されてしまわないような形での何らかの指導であったり、情報の提供をお願いしたいと思います。

これはほとんど要望です。

議長代理、どうぞ。

○金丸議長代理 随分当初よりはいろいろな課題が具体的に解決される見通しがついてきたことは大いに結構だと思っております。

ただ、今日のお話の中にも、道路交通法や道路運送車両法、あるいは農業者さんの仕事の実態や環境などと規制が合っていないというか、本当に規制が必要なのかどうかという

のは疑問を結構持つものが多いものですから、ぜひとも今日御出席の幹部の皆様が検討会に出席していただいて、もっと膝詰めで、この規制改革についてリードをしてほしいと思います。

特に自動車局におかれては、道路運送車両法については2019年内に検討のめどをつけてもらって、それは大いに結構なのですけれども、警察庁、道路局におかれては、今日問題になった道路交通法、道路法上の対応について、2019年内を目標として検討をぜひ急いでいただきたいと思います。強くお願いしたいと思います。

以上です。

○飯田座長 本日の議論を踏まえますと、まず、直装タイプにつきましては、平成30年度においても非常に多岐にわたる実施が行われ、それを31年度以降も継続的に規制緩和を進めていくということかと思いますが、直装タイプに限らず、トレーラタイプの農作業機に関しましても、積み残しの課題は是非とも、平成31年のうちに、より具体的な結論を措置に至ることを強く希望します。

また、大型農機についての道路交通法、道路法の規制については、多岐にわたる法律上の課題もありますが、31年中にぜひ結論を導くようにしていただきたい。これは金丸議長代理から今、お話があったとおりでと思うのですけれども、重ねてお願い申し上げます。

また、第4次答申におきましては、本件の規制所管府省は農林水産省と国土交通省ということにはなるのですけれども、ぜひ警察庁にも御協力を行うということで、規制担当府省としてさらに警察庁にも主体的に対応していただく必要があるかと思えます。

議題1については以上といたします。ありがとうございました。

(国土交通省、農林水産省関係者退室)

(総務省関係者入室)

○飯田座長 続きまして、議題2は「ドローンの活用を阻む規制の見直しに関する取組状況について」です。

前回は農林水産省及び国土交通省よりヒアリングいたしました。本日は総務省より御説明いただきます。よろしく願いいたします。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 総務省の移動通信課長をしております荻原と申します。どうぞよろしくお願い致します。

お手元の資料2という番号がついている資料でございます。1ページ目をごらんいただければと思います。

11月にいただきました第4次答申の中で、電波法に関連する部分を抜粋したものでございまして、実施事項a、b、cの3点でございます。

2ページ以降でa、b、cそれぞれについて取組状況をまとめておりますので、早速2ページからごらんいただければと思います。

a、b、cの3点のうち、まず、aの御指摘でございまして、これは総務省において本年度中に、今年度でございまして、今年度中に必要な実証試験を行いまして、検証内

容に基づいてドローンの携帯電波利用を拡大させるために必要な制度改正を行うということをご指摘いただいております。

御指摘いただいたことを踏まえまして、私ども総務省における対応状況というところに書いてございますけれども、携帯電話の上空利用に関する地上の携帯電話及びその他の無線システムへの影響と、送信電力制御機能、この送信電力制御機能というのは、国際的な携帯電話の標準化機関であります3GPP、下に小さい字で※印で書いておりますけれども、3GPPという標準化機関がございまして、ここで標準化がなされた機能でございます。2020年以降に携帯電話の基地局、携帯電話の端末、それぞれに実装されていくということが想定されています。

この送信電力制御機能の導入について、総務省のほうで技術試験を実施いたしました。本年度中に必要な実証試験を行うという部分でございます。

実際、技術的なデータというのはほぼ取れておりまして、現在報告書を取りまとめ中という状況でございます。

この技術試験の実施内容と、主な結果（案）とありますけれども今、報告書を取りまとめ中という意味で（案）と書いてございます。送信電力制御機能というのがあれば、ドローンを上空に飛ばした場合に、地上の携帯電話への影響というのが問題になっていたわけですが、それは緩和できるということが分かりました。

ただ、これは国際標準の中でもそうするよという条件として指摘されているのですが、現状と同様に、一定のドローンの数の範囲内に収める必要がある。つまり、ドローンの数を管理する必要があるということになります。

その条件の下で、送信電力制御機能があれば、かなり影響が緩和されるということです。ただ、導入されたとしても、ほかの無線システムの一部に大きな影響が見込まれるということで、当事者間の協議というのはドローンを使う側と、ドローンのプラットフォームを提供する携帯電話事業者さんと、あとは、既に周辺の周波数を利用して、携帯電話と同じ周波数を使っているほかの無線システムの免許人の方です。当事者間で協議して運用条件を定める、周波数帯によってはそういう必要があるということです。

これは参考資料をごらんいただきたいのですが、8ページをごらんいただけますでしょうか。携帯電話の周波数一覧が載っています。一番右側はまだこれから割り当てる予定の第5世代移動通信システム、5Gの周波数帯でございまして、それより左側に全部で8個の周波数帯を書かせていただいておりますけれども、一番下に同じ周波数帯を使用する無線局というのを赤枠で囲って表記させていただいております。

周波数帯によっては、ほかの同じ周波数を使う、ほかの無線システムに比較的大きな影響が出てしまうという結果が指摘されております。そういったことで、ドローンで携帯電話の電波を使う場合には、こういったほかの無線局の免許人の方々と、飛ばす側の携帯電話事業者、ドローンを活用してさまざまなサービスをされようとしている方々の間で協議していただく必要があるということになります。

戻っていただいても恐縮ですけれども、それが2ページ目の箇条書きにしてある2つ目の結果というところでございます。

今後の予定なのですけれども、ほかの無線システムに影響が出るということが技術的に明らかになりましたので、私どもは早速、審議会の委員会において、この送信電力制御機能を導入した場合の無線局管理と、必要な制度改正に関する審議をお願いしようかということで今、準備を進めています。

審議会のほうで技術的な検討、技術的条件の検討をお取りまとめていただいた後、答申いただいた後は速やかに制度化していくという予定にしたいと考えているところでございます。

以上が実施事項 a でございます。

次に3ページ目でございますけれども、実施事項 b というところでございます。御指摘の2つ目になりますが、総務省では電波法上、低空を飛行するドローンについては、地上での携帯電話利用と同じく、陸上移動局として携帯電波を利用可能とする場合の要件を技術的に検証し、明確化する。

先ほど2ページで説明させていただいた、aの制度改正の全体の実施、審議会を経て制度改正をするという流れの実施に先んじて、実施できることが明らかになれば、それは先駆けて実施しなさいという御指摘をいただいたわけでございます。

先ほど申し上げた技術試験の結果(案)ということなのですけれども、技術試験の結果、地上高3メートルというところから150メートルでどのように、ほかの携帯電話の利用者の方に影響が出るかということを経験的に検証したのですけれども、地上高3メートルであっても、基地局のエリアの場所によっては、ほかの携帯電話に影響が発生してしまう。どのような影響が発生するかといいますと、ドローンで通信している方の通信自体は何の問題もないのですけれども、もともとそのエリアの中で、携帯電話を使って通信をしていた別の人に影響が出てしまうのです。

どのような影響が出るかということ、例えば動画が突然止まってしまって、画面がフリーズするとか、分かりやすく言うと例えばそういう影響が出るということです。

送信電力制御機能は、先ほど国際標準化されたという機能を導入すると、それがかなり軽減させることが分かっておりますので、先ほどと同じこととなりますけれども、先ほど申し上げた委員会におきまして、できるだけ速やかに検討を進めていただいて、制度化につなげていきたいということを考えているところでございます。

4ページ目でございますけれども、実施事項 c というところで、3つ目の御指摘をいただいております。

こういった制度を改正して、新しい制度が開始されるまでの間におきましても、現状の制度であります実用化試験局で免許を取っていただいて、携帯電話を上空で使っていただく。今はそういった制度を設けている。前回御説明させていただいた制度でございますが、既存の制度をできるだけ簡略化して、簡易に携帯電話の電波を使用できるように仕組みを

構築しなさいという御指摘を前回いただいたわけです。

制度整備まである程度時間が数カ月から1年ぐらいかかるということになりますので、その間でも、制度の簡略化ができる部分があるのであれば、できるだけ早くそういうのを導入してくださいという御趣旨かと認識しております。

それにつきましては、かなり私どもは簡略化できるところを簡略化しているという認識でございまして、従前はドローンを実用化試験局という、免許で現状の制度の枠内で飛ばしていただくときには、飛行区域を本当に必要十分な範囲に限定していただくということと、無線局の免許の申請書に飛行区域とか経路を詳細に記載していただいております。

その上で、実際に地上の携帯電話に混信等を起こさないか総務省のほうで判断いたしまして、その上で無線局の免許をしていたということをやっております。

前回議論の中で御指摘いただいたことを踏まえまして、ひとまず3メートル以下でのみ飛行を行う農業用ドローンの申請に関しては、現行制度の枠内では、送信電力制御機能の一部の機能しか今、実現できていないのですけれども、基地局側に実装しまして、地上の携帯電話に影響がないことを確認した上で、飛行区域、経路などの詳細な記載をもう省略いたしまして、無線局の移動範囲を全国とか県全域とするような申請を許可することとしてございまして、実際にもうそのような運用をしております。

そういう意味では、実用化試験局という形で台数もしっかり管理できていて、まだ台数はそんなに増えていませんので、現状であれば、3メートル以下であれば、もう簡易な手続で使っていただくというのは、数が増えてしまうと影響が出てしまうので、当面は大丈夫だろうということで今、進めております。

ただ、技術的な試験を行ったところ、今、申し上げたような結果が出ましたので、私どもとしましては早急に審議会に審議をお願いしまして、制度化を急ぎたいと考えています。現状はこういうこととございます。

5ページ目は参考でつけさせていただいておりますけれども、新しい無線局を入れる場合の手続が、おおむねこのような標準的なスケジュールですということです。

もちろんものによりますけれども、技術的な検証に3カ月かけまして、その後、審議会のほうで、ほかの無線局の免許の方と、無線局のシステムと、どのように周波数を共用していくかという検討をした上で、制度整備ということで、具体的には電波法の、省令で決められているさまざまな技術基準関連の制度を改正するという手続をします。これですと3カ月となっていますけれども、これはものによって短くなったり長くなったりということで、標準的なものとしてごらんいただければと思います。

あとは前回も御説明した資料になりますので、説明は以上とさせていただきたいと思っております。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見があればお願いします。

渡邊専門委員、どうぞ。

○渡邊専門委員 御説明ありがとうございました。

せっかくの御説明なのですが、aとbとc、つまり、平成31年度の措置、それから、平成31年度中速やかに措置、平成30年度中速やかに措置と3つあるのですけれども、3つとも何となく同じようなお答えをいただいて、要は、最後は情報通信審議会の答申後速やかに制度予定で終わっていて、aとbとcでどう違うのかというのが、余りよく分からなかったです。

3つとも技術試験というのが、やってみたら問題がありますということで、高度3メートルから150メートルぐらいでいろいろ影響がありましたという御説明をいただいたのですが、立体駐車場で車に乗って、もっと高いところで携帯電話で話しているねとか、スカイツリーで携帯電話で話をしたらどうなるのかとか、要は、人間はドローンよりもずっと高いところで携帯電話を使っていますから、それはどうして今まで大丈夫だったのかとか、いただいた御説明だけでは余りよく分からなかったというのが正直なところです。

もうちょっと技術試験というものがどういうもので、現在の携帯電話の使い方とどのように違うのか。特にこの場で話題にしている農業用ドローンというのは、もちろん高いところをそんなに飛ぶわけではないというのがありますし、一つのセルの中でぶんぶんいっぱいドローンが飛び回るといってもないので、数をどうして管理しなくてはいけないのか。要するに、それは今までの携帯電話の使い方でも別に、セルの中にたくさん人がいるからというのは余り意識したことがありませんから、何が問題なのかというのが私にはよく理解できなかったというのが正直なところですので、もう少し詳しく御説明いただければと存じます。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 承知しました。

それでは、前回お配りした資料を後ろにつけていますので、まずは6ページをごらんいただけますでしょうか。そもそも携帯電話の上空利用が何で課題になっているかということなのですが、携帯電話は基本的に地上での利用を前提に、地上というのはビルの上というのも含めて地上と申し上げていますけれども、それを前提にシステムを構成しています。

システムを構成しているというのはどういうことかということ、基地局をどう置くかということなのです。基地局から電波を出すのも、下向きにしたり上向きにしたり横向きにしたり、携帯電話事業者はその場所に適した形で携帯電話の電波の向きとか設置場所を決めます。ですので、スカイツリーで使えないときには上に向けて電波を出したり、あるいは、高いビルで使いたいという人がいるときには、その部屋の中に電波が入るように、電波の向きを変えて設置しているのです。あくまでもそういった、あらかじめ想定した場所で使うということを考えて基地局を設置していますというのが、まず前提にあります。

ドローンのように、携帯電話を上空で使った場合にどのような問題が起きるかということなのですが、6ページの図をごらんいただければと思うのですが、ドローンの周波数はf1と書いてございます。これはある周波数を指しています。f1という周波数を使っ

て通信をしているという意味です。

そうしますと、本来、基地局Aというのが右側にございまして、f1の周波数を使って基地局Aと通信をしている。これが普通に通常の通信なのですけれども、これは上空に上がることによって、建物で遮られて見えなかった向こう側にある基地局Cが見えるようになってしまいます。

電波というのは見通しが通ると、電波が飛んでしまって、届いてしまうという性質がありますので、ドローンが発しているf1という周波数を、基地局Cが拾ってしまうということになります。

ドローンは上空に行けば上空に行くほど、基地局から受ける電波が弱くなってきますけれども、弱くなってくると、通信を確保するためにですね、自分が発する電波を強くする。

○渡邊専門委員 それが先ほどの出力制限になっているということですね。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 そうですね。逆に先ほどのは短くして。

○金丸議長代理 この絵のような環境の議論はしていないのです。農業用ドローンなのです。どのような場所を想定して、このようなビルが2つもあり、農場の絵とかはないのですか。米地帯とか、果樹の中山間地とか、そのような絵を描いてきてくれませんか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 絵は御指摘をいただければ、お描きします。

○金丸議長代理 今、おっしゃったようなことは、前回は説明していたではないですか。

○渡邊専門委員 例えば具体的に、農村地帯であればf1はどれぐらい重なるものなのかという話だと思うのです。要するに、同じ周波数を使っているセルはどれぐらい離れていて、本当に高度3メートルでそこまで届くのですかというところが今、よく分からないのです。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 今回は届かないようにするために、送信電力制御機能というのを技術的に実現して、それでこの新しい機能を搭載したときに、どのような影響があるかというのを調べました。そのときに、基地局のエリアが、だんだん通信できる範囲が狭くなっていく。つまり、端に行けば行くほど通信ができなくなるという影響が出てくることは確認されたということです。

ドローンで、水田の上で通信をしている分には、そのドローンの通信自体は何も問題が起きないのですけれども、その周辺で行っている、その基地局がカバーしているエリアというのは、水田だけではなくて幅広く、田舎に行けば行くほど広くカバーしているのですけれども、そのエリア内で使っているほかの方に影響が出るということになります。

○飯田座長 現時点で3メートル以上の高度で、一般的に携帯電話は使用していますが、なぜ3メートル程度の、例えば5メートルの建物の上での携帯電話の使用は規制されていないのでしょうか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 それは先ほど申し上げたように、5メートルの建物があるという前提で基地局を組んでいますので、それで影響が出ないようにしています。

○飯田座長 これは建物ではなくて、3メートルでしたら、少し背の高い車両の上でもそのぐらいの高度になりますが、それに対する規制の現状はいかがでしょうか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 車両の上で使う分には規制は、特に特別な規制はしておりません。

○飯田座長 それでは、なぜそれが車両の上だと構わなくて、農業用ドローンだといけないのかについて、追加で御説明願えますか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 台数が増えてきたときに問題が出てくるだろうということで、台数管理をすればそういう問題が起きないだろうということは、先ほど申し上げたように確認しています。ただ、ほかの無線局の中には、携帯電話の電波は、先ほどごらんいただいたように何種類もの電波を出すこととなりますので、出せるようになっていますので、ほかの無線局に影響を及ぼすということも出てきます。そちらの周波数の共用の検討もしていかなければいけないということです。

○飯田座長 それについてなのですが、同じセルの中で、農業用ドローンが何台ぐらい運用されるという想定でありましょうか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 今回の技術系事務は、ドローンを実際に飛ばしたということではなくて、一つの無線局を上空にドローンで上げて、基地局の中の電界がどう変化するかというのを調べています。その電界のデータを基に、今後審議会で、何台までだったら大丈夫かというのを議論していただくような形になります。

○飯田座長 なかなか、ここで具体的にとは言いつらいのかもしれませんが、例えば1反ぐらいの土地で何台ぐらい、いわゆる携帯電話を使用すると、その3メートルですら隣の基地局に影響が出るようになるのか。ここが明確にならないと、いわゆる規制の根拠としては非常に薄いと感じるのですが、いかがでしょうか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 見通しのよいところで電界強度がどれだけ下がるかというのを今、技術的なデータを取っていますので、それを基に、何台だったら入っても大丈夫だという議論を審議会の中でしていただくということになります。

○飯田座長 実際のところ、何台ぐらいなのかというのはそういった技術的検証ということですが、到底それが農地におけるドローン利用において、あり得ない台数だった場合には、この農業用ドローンにおける、つまり低高度での利用における規制というのは、基本的に行わない方向で検討いただけるということでしょうか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 技術的検証の中では、1つの基地局の中に9台ドローンが飛ぶ。基地局の範囲です。ですから、水田は幾つか、多分数キロから数十キロを1つの基地局でカバーしますので、その中に9台ドローンが飛ぶという状況で技術検証を行っています。

○金丸議長代理 今日のお話はすごくショックです。今日のお話は、あれこれおっしゃいましたけれども、お話をお伺いしていると、実態として農業用ドローンは日本の国では使えないと言っているように聞こえるのです。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 いえ、使えないとは。

○金丸議長代理 今のお話だと、その広い面積の中で9台なのでしょう。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 9台だと影響が出始めるということです。

○金丸議長代理 ですから、9台以下ならいいですというわけでしょう。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 台数管理は必要になります。

○飯田座長 これは大変、技術の素人からして申し訳ございませんが、それでは、比較的固定的な建物ではない、可動式の車両において、基地局内に9人、3メートル以上の高さで通話をする人がいた。それについて現在どのような台数管理を行っている現状ですか。

まずはこの質問から答えてください。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 すみません。もう一回お願いします。失礼しました。

○飯田座長 現状で携帯電話は、いわゆる常設ではない建物・車両・なんらかの台の上で運用されることは十分に想定されます。

現在、一般に使われている携帯電話について、エリアごとの、いわゆる台数の制限、管理というのは行われているのでしょうか。いないのでしょうか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 それは台数管理という意味ではしておりません。

○飯田座長 承知しました。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 先ほどの不足であったという部分ですけれども、私の説明がまずかったのですが、既存の説明の中で申し上げた送信電力制御機能というのを装着しない場合に影響が出るということなのです。ですので、擬似的に装着した場合には影響が軽減されていますので、それは問題なくなるということです。

ただ、その場合でも台数はある程度管理しなければいけないのですが、かなり軽減されますので、9台とかそういうのではなくて、ほとんど影響がなくなった中で何台までできるかというのを審議会で御審議いただくという説明になります。

失礼いたしました。

○大田議長 この技術試験の詳細はいずれ公表なさるのだと思いますが、今までのお話だと、送信電力制御機能をつけなければ9台ぐらいでだめになるが、送信電力制御機能をつければ、かなり影響は薄まると。それを審議会で何台までいいかを決めると。審議会でどのような議論をなさって、何台までいいかを決めるのか分かりません。これが一点。

あと、なぜ6カ月もかかるのかが分かりません。この2点をお願いします。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 審議会の中でやらなければいけないのは、要するに送信電力を制御する機能をつけた場合でも、緩和はされますけれども、少しずつ影響が出ているのです。それが台数が増えていくと、電波の影響が足し算されますので、大きな影響になってしまいます。それが、ほかの無線局にどれぐらいだと影響を及ぼすかという技術的な検討が必要だということで、審議会にそれをお願いするということになりま

す。

その検討を経て、何台までだったら問題ないですねということを、審議会の中で御議論いただくということです。

あと、6カ月かかるというのは、これは先ほど申し上げましたように、課題によって短くなったり長くなったりはあります。ただ、結局、既に使っている無線局がございまして、既に使っている無線局の方々と調整が必要になってきますので、例えば携帯電話であれば、先ほど8ページで見ていただいたように、衛星通信をやられている事業者ですとか、電波天文の研究をやられている方とか、気象衛星の電波ですとか、さまざまなシステムと電波を共用しているのです。ですので、台数が何台だったら問題ないというのを、既にこの電波を使っている事業者の方々と調整する必要があります。それにどうしても少し時間がかかってしまうということで、あくまでも標準的な期間として、6カ月と書かせていただいているということです。

今回も6カ月かけますということではございません。ただ、こういった方々とは、1.5メートルの高さで使うときに、例えば電波天文の方にしても、1.5メートルだったらいいということで、いろいろな技術的な検討をその前提でやってきておりますので、それが3メートルとか10メートルになったときには、改めてその方々と調整をしなければいけないというのがございます。そのために、一定の期間は必要になるということです。

○大田議長 そうすると、技術的に送信電力制御機能をつければ何台までオーケーかという話ではなくて、何台までオーケーかというのはいろいろな関係者との調整という意味ですか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 調整した上で、何台までだったら大丈夫だという線が決まってくると思うのです。それをどのように管理するかは、またいろいろな方法があると思うのですけれども、そこは明らかにする必要があるだろうということです。

○飯田座長 そのステップが済むと、シェアホルダーがどんどん増えていきますので、事実上日本において農業用のドローンの使用を、基本的には認めないという方向の議論にしなければならないと思うのですが、いかかでしょうか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 その影響はかなり軽減されるというのがデータで出ておりますので、基地局の範囲内で何千台とか何百台とかというと、また議論してみないと分からないのですけれども、普通に使う分には特に問題はないと私どもは認識しています。ですので、手続的にも、例えばネットで申し込めば、事業者さんのほうで台数をチェックして、どんどん使っていただくとかいうことができるようになるのではないかとということで想定しています。

特に使えなくするという意識は全くなくて、むしろこの送信電力制御機能をつければ、かなり自由度が高まる形で使えるのではないかとというのが我々の認識です。それまでの間も、簡易な今のシステムの中でもかなり全国とか県域全体でどうぞ使ってくださいという対応をしていますので、これ以上やることのあるのかというのが正直なところではあります。

○飯田座長 正直申し上げまして、いわゆる技術検証の中身を御説明いただかないことには何とも申し上げられないのですけれども、この地上高3メートル、一般的に少し高いところで使えば届いてしまうといった高さで、ほかの携帯電話に影響が出ることが、場合によっては甚だしいという結論については、かなりしっかりとしたデータをもって説明いただきたい。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 今、おっしゃった、場合によっては甚だしいというのはどういう意味になるのですか。意味がよく分からなかったので、すみません。

○飯田座長 ほかの無線システムの一部には大きな影響が見込まれるというのが2ページかと思うのです。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 それはほかの無線システムに対してということで、例えば電波天文とかは、すごく微弱な電波を受信して研究されているわけですね。ですので、そういうところには結構大きな影響が出るかと思えます。

そういうシステムです。失礼しました。

○大田議長 今、お話しになったように、送信電力制御機能をつければ、かなり影響は軽減されて、ものすごい台数飛ばなければ大丈夫ということであれば。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 大丈夫ではないかと認識しています。

○大田議長 例えば、天文の研究には影響を与えるということが技術検証で分かっているのであれば、送信電力制御機能をつけるという条件と、同じ基地局内に天文研究用の施設がないという条件を付けて、まず許可する。まずやってみて、そこで何らかの問題が起これば、直ちに問題事例を集めて検討する、ということではいけないのでしょうか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 基本的にはおっしゃっていただいたとおりだと思います。影響が出ないところは、例えば8ページの図でござんいただきますと、今、申し上げたのはたまたま電波天文を例に挙げているので、気象衛星とかいろいろなところと調整しなければいけないわけですがけれども、例えば電波天文であれば1.5ギガヘルツ帯という周波数帯を使っているというのは分かっていますし、衛星通信が3.4や3.5ギガヘルツというのを使っているというのは分かっていますので、もしここに明らかな影響があるのであれば、端末のほうで、この電波を使わないという設定をしていただければ問題なくなったり、あるいは、事業者側のほうでそれができるかもしれませんし、基地局側でも使わないというふうにしてしまう。いろいろな対応ができると思います。

どこまでそういう対応をしなければいけないのかというのを、利害関係者がいるので、その調整は審議会の中でお願いしないと、そこはそういう意味で審議会で御議論いただく部分があるということになるわけです。

今は実用化試験局としてやっていますけれども、こうしたらうまくいくのではないかとすることがあれば、当然のことながら、その中でもどんどんやっていきたいと思っています。

おっしゃっていただいたとおりで、電波天文が近くにないところで、どんどん使ってみ

てもらおうということはぜひやってみたいと思っています。

○大田議長 利害関係の調整ならば、ドローンという新規参入組が不利にならないように、電波天文や気象衛星に影響が及ばないような形を技術検証で検証していただいて、まず、使えるようにすると。これは農業にとってはとても大事なことです。送信電力制御機能をつければそれほど重大な影響があるとは思えませんので、そこで6カ月もかけて審議会をやって、つまり13カ月もかけるのではなくて、まずやってみて影響を見るということではできないのでしょうか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 今、おっしゃっていただいたことは全部やるつもりです。実用化試験局というのは、そういう意味で試験局ですので、いろいろなことを試すための無線局の種類になっているのです。

○大田議長 実用化試験局でやるのではなくて、電波上は農業用ドローンを認めると。そういう意味です。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 実質、実用化試験局ということで認めている認識であります。

○大田議長 それは全国ですか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 今は全国もやっています。

○大田議長 そうですか。それではオーケーなのですか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 今、説明もさせていただきましたけれども、今は実用化試験局で3メートル以下であれば全国で使えるような運用でやっていただいて、もし電波天文とかいろいろな無線局に影響が出たら、それはもう直ちに止めていただかなければいけない。そういうことで、今の枠組みでできる限りのことをやっていただいた中で、並行して審議会でちゃんと制度化していこうという趣旨でございます。

○大田議長 それでは、13カ月待たなければいけないということではないわけですね。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 できます。

○大田議長 分かりました。誤解しておりました。

○飯田座長 それでは、三森専門委員、どうぞ。

○三森専門委員 実際に私たちは今、スマート農業の実践が先進的に行われる前なので、この電波法は、現場でとても慎重に考えなければならないと思っております。

今のお話の中で整理させていただくと、地方、中山間で、私は果樹でドローンを使って実際に薬剤散布するのと、圃場の整備の中でドローンを使って、棚面にどういう病害虫が出ているかというところを試みようと思っております。幾つかの問題点があるということも確認できました。実際の散布地は、9ページを見ていただくと、山間地帯、郊外。郊外ももっと山間地です。現場の状況を調査していただき、農業者がドローンを使用していこうと思うと注意点があるのであれば、整理して、きちんと総務省からお伝えしていただかないと、私たち農業者はスマート農業を国で進めていただく中で、すごく足かせになると思います。わかりやすく見える化していただかないと、現場はすごく困ります。現場で懸

念する問題点や対応の仕方、申請が必要なのかということをもっと明確にさせていただくと、農業者も現場で使いやすくなるのではないかと考えております。これは意見としてお伝えさせていただきます。

○大田議長 今の御質問に関連するところなのですが、前回の農林ワーキング・グループにナイルワークスさんが出席された際に、今年に入って100機販売できたけれども、実用化試験局申請対応のために、販売スケジュールに2カ月の遅れが発生しており、2件の許可しか下りていないと。NTTドコモと総務省に申し入れてから3カ月以上、申請処理に時間がかかり、わずか2件の許可しか得られていないということなのですが、先ほどのお話でいくと、今は使えるわけですね。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 今、順次手続は進んでいるところだという認識でおります。やはり全国で使っているのかどうかというのは、我々も議論は当然必要だったので、そういった中で初めての話をいただいて、それが本当に大丈夫かどうかと。まずやってみようということで、何かあったら止めようというスタンスでやっていたということで今、進めていますので、それは順次出てくると思います。

ただ、検討に少し時間がかかってしまったというのは、すぐ出してくださいというスタンスだったのですけれども、それは我々も検討して、大丈夫だということをちゃんと明らかにしてからではないと、そこは問題が出てきます。それで今はもう、先ほど申し上げたスタンスでやらせていただいているということです。

結果的に遅かったということであれば、そこは大変申し訳ないと思うのですけれども、我々もできるだけ早くナイルワークスさんの申請、要望内容に応えたいということで、ドコモさんとも協議しました。

○飯田座長 同じく、実用化試験局の試みについてなのですけれども、資料の4ページの今回の対応によって、許可までに要する時間はどの程度になると見込まれるのでしょうか。

現在ですと3カ月、またはもっと長いかもしれないという状況だそうなのですが。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 通常ですと、新しいものは3カ月という標準期間が大体かかってしまうのではないかと思います。ただ、こういうドローンで出てきたものを、一度議論が済んでいるものであれば、それはどんどん早く短縮されていくような形になるかと思います。

もうちょっと補足しますと、3カ月という中には事業者、事業者というのはドコモさんとかKDDIさんとか電気通信事業者さんの審査が標準だと2カ月かかる。総務省の中の手続は大体1カ月かかるということで、3カ月という見積りを標準期間として示しているのですけれども、2回目、3回目という申請になりますと、新しい要素が特になければ、事業者さんの2カ月というのはどんどん短縮されていくと思いますので、どこまで短縮できるかというのはやってみないと分からないところです。

○飯田座長 お話を伺う限りにおいて、かなり台数管理の部分以外については、こういった手続の簡素化を通じて、いわゆる許可というよりは、ある程度、かなり簡素な許可また

は届け出でも可能な仕組みかと考えるのですけれども、これは目先ではなく、ややロングスパンで見て、こういったものを、いわゆる届出制の形にしていくといった方向は、どのようにお考えでしょうか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 いろいろな可能性はあるかと思っていて、できるだけ携帯電話をドローン上空で、ドローンのような形で使う場合に、将来的には制度化されたときには、できるだけ簡単な手続で使えるようにしたいと思っています。

一方で、最悪のことを考えて対処をしておかなければいけないということだと思っているので、台数管理は何らかの形でやっていかなければいけないのですけれども、これは例えばで、個人的な意見ですけれども、携帯電話を上空でドローンにくくりつけて飛ばしたいというときには、事業者さんのホームページで申し込むとオーケーか、明日は駄目みたいな、そういう話が出てくるとか、そういう仕組みを構築できたら、将来的には大分楽に使えるのではないかと。そういう制度化を先ほど申し上げましたけれども、制度化していく中では、そういう簡単な手続で使っていただけるような制度が作れればと思っています。

○飯田座長 これも私からの要望としまして、ある意味、送信電力制御機能によって、ごく常識的な範囲であれば、事実上台数制限が不要な高度を見積もることができたら、ぜひとも、いわゆる実用化試験局でなく、一般に認めるという形に進んでいただきたいと思えますし、その一方で、実用化試験局の許可については、リードタイムを短くするような方策を早急に講じていただきたいと考えております。

そのほかに何か御意見はございますでしょうか。

○金丸議長代理 最後に念のため確認しておきたいのですけれども、今、政府を挙げて、このドローンはいろいろな分野で有効活用しようとしているのですが、そのことは御理解していて、前半はともかく、後半はそういう姿勢を述べられたのではないかと思います、その点はどうなのですか。ドローンを有効活用するためにどうあるべきかを考えていただいて、規制の緩和も含めて御検討いただいていると思っております。

例えば世界と比較しても、まさかドローンが使えない国になさるおつもりは全くないということだけは確認しておきたいのですけれども、いかがですか。

○荻原総合通信基盤局電波部移動通信課長 おっしゃるとおりです。ぜひ使っていただけるように、電波法の制度もちゃんと枠組みを作る。作るために審議会にかけるという説明が、うまく伝わらなくて大変申し訳なかったのですが、そういうことでございます。

将来的には国の手続なしで、事業者さんのちょっとした処理で使えるようにというのが最終的に制度化したときに行き着くところかと思っています。

前半の説明が、審議会の話から入ってしまったので、誤解させてしまったかもしれません。申し訳ないです。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、時間が参りましたので、議題2については以上といたします。

事務局から何かありますでしょうか。

○小見山参事官 次回の開催については、また追って御連絡申し上げたいと思います。

○飯田座長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。本日はお忙しいところ、御参集をいただきましてありがとうございました。